

■五所川原市都市公園における行為許可に関する規定

五所川原市都市公園設置条例第4条第1項各号に定める行為にあたり、公園利用者の安全確保や良質な公園環境を維持提供するために、共通事項やその他必要な事項を定めるものとする。

1 共通事項

(1) 申請者の制限

次のいずれかに該当する者は、公園内行為を申請することができない。

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(地方自治法施行令第167条の4第1項2号)
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条および第32条第1項各号に掲げる者
- (ウ) 民事再生および会社更生の手続き中の者(民事再生法および会社更生法)
- (エ) 宗教活動または政治活動を主たる目的としている者

(2) 行為期間

一申請で可能な行為期間は、次のとおりとする。

- ・行商および露店…同年度内で最長3か月まで
- ・それ以外の行為…同年度内で最長1年まで

(3) 可能な行為

各公園における可能な行為は、別表「都市公園別行為許可基準表」のとおりとする。

(4) 使用料

- ・公園使用料の額は、1日につき1㎡当たり300円とする。

注：1㎡未満は切り上げ。また、行為期間が1か月未満の場合は、別途消費税を加えた額とする。

- ・一度納付した使用料は還付しない。ただし、公用に供する必要があるため許可を取り消した場合や天災地変等で使用できなくなった場合は、その全部または一部を還付する。
- ・公共的なイベントや教育目的、スポーツ振興等の場合は使用料の減免対象とする。

(5) 許可条件

条例第4条第5号に基づき、次の条件を付して公園内行為を許可する。なお、申請の内容に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、行為許可を取り消すとともに、以後の行為を許可しない。

- (ア) 許可を受けた内容以外の行為を行わないこと。
- (イ) 安全な行為を心がけ、公園利用者を最優先にすること。
- (ウ) 行為により発生するゴミは全て持ち帰り、適正に処分すること。
- (エ) 行為終了後は、公園施設の状態を行為を行う前の状態にすること。
- (オ) 行為に必要な電気や水等は自らが用意すること。
- (カ) 公園内の水道（トイレ含む）で水の補充や器具の清掃は厳禁とする。
- (キ) 火気を使用する場合は安全対策を万全にし、消火器等を備えて事故防止に努めること。
- (ク) 音楽等を流す場合は、周囲に配慮した音量とすること。
- (ケ) 周辺に他の行為許可を受けた者がいる場合は、相互に譲り合いながら行うこと。
- (コ) 行為による事故や苦情等のトラブルは、許可を受けた者が迅速に対応すること。
- (サ) 許可を受けた者は、行為に伴い発生した公園施設および第三者への損害について、自らが一切の賠

償の責任を負うこと。

- (シ) 許可を受けた者の車両や備品等の破損、紛失等について、市は一切の責任を負わない。
- (ス) 公園内行為許可決定書は、外部から見える位置に提示しておくこと。
- (セ) その他関連法令を順守すること。

2 行商および露店に関する特記事項

(1) 出店サイズ

出店サイズは以下のとおりとする。

- ・行商：キッチンカー大型サイズ（W200×D470×H280 cm）程度まで
- ・露店：三寸屋台（W270×D230×H230 cm）程度まで

(2) 出店場所

出店できる場所は、別添「都市公園内における出店可能場所」とする。

(3) 飲食物を提供する場合に必要な資格等

次の要件をすべて満たす場合は、飲食物を提供することができる。

- (ア) 食品衛生責任者の資格を有していること。
- (イ) 露店および自動車による食品営業に係る五所川原保健所発行の営業許可を有していること。
- (ウ) 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。

3 申請から公園使用までの流れ

- ① 公園使用を希望する者は、市に使用したい内容や日時、場所等について事前相談
- ② 公園使用を希望する者は、申請内容が決まり次第、公園内行為許可申請書とともに下記の書類を添付して使用希望日の90日前から14日前までに市に提出（※郵送または電子メールでの提出可）

【提出書類】

- ア 公園内行為許可申請書
 - イ 公園使用料減免申請書【※減免対象の場合のみ】
 - ウ 使用したい位置を示した図面
 - エ 食品衛生責任者資格書の写し
 - オ 営業許可証の写し（五所川原保健所が発行したもの）
 - カ 生産物賠償責任保険（PL保険）加入証の写し
 - キ 車検証の写し
 - ク 車両の写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- ※上記エ～カは、飲食物を提供する場合などに提出。
（車両での販売についてはキ、クも提出）

- ③ 市が受付後、申請内容を審査
- ④ 市が行為許可決定書（減免承認決定書）および公園使用料納付書を交付
- ⑤ 市が指定した納期限までに公園使用料を納付
- ⑥ 許可を受けた内容で公園を使用

4 留意事項

- (1) 申請受付は先着順とする。
- (2) 使用する日時・場所や公園等を変更したい場合は、改めて申請すること。
- (3) 公園管理上の事情により、予告なく順守事項を変更することや、申請受付を中止する場合がある。

- (4) イベント等の使用で多数の来園者が見込まれる場合の駐車場の手配と管理、公園内にある他施設（菊ヶ丘運動公園における体育施設、図書館等）との連携や折衝は、申請者が行うこと。
- (5) その他、確認が必要な事項等については、市と協議すること。

5 問い合わせ・申請先

〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1

五所川原市 建設部 都市・交通課 まちづくり推進係

電話：0173-35-2111（内線 2634、2635）

電子メール：tosikei@city.goshogawara.lg.jp

【別表】

●都市公園別行為許可基準表

	名称	駐車場	車両 乗入	公園内行為				備考
				行商	露店	イベント・ 興行など	写真撮影 など	
1	柳町児童公園	なし	×	○	○	○	○	
2	平和町児童公園	なし	×	○	○	○	○	
3	ひまわり児童公園	なし	×	○	○	○	○	
4	松島団地児童公園	有り	×	○	○	○	○	車両乗入不可 (駐車可能台数が少ないため)
5	ひとつや児童公園	なし	×	○	○	○	○	
6	ふじまき児童公園	なし	×	○	○	○	○	
7	かまや児童公園	なし	×	○	○	○	○	
8	とがわ児童公園	なし	×	○	○	○	○	
9	ひなた児童公園	なし	×	○	○	○	○	
10	ふじうら児童公園	なし	×	○	○	○	○	
11	ふなはし児童公園	なし	×	○	○	○	○	
12	やなぎぬま近隣公園	なし	×	○	○	○	○	
13	北部公園	有り	○	○	○	○	○	車両乗入場所の指定あり
14	狼野長根公園	有り	○	○	○	○	○	・車両乗入場所の指定あり ・楠美家住宅エリアは、社会教育課と要協議
15	五所川原運動公園	なし	×	×	×	○	○	行商および露店は不可 (運動施設のため)
16	菊ヶ丘運動公園	有り	○	○	○	○	○	車両乗入場所の指定あり
17	津軽フラワーセンター	有り	○	○	○	○	○	車両乗入場所の指定あり
18	岩木川河川公園	有り	×	×	×	○	○	行商および露店は不可 (河川敷地内のため)
19	長者森平和公園	有り	×	×	×	×	×	使用不可 (墓園施設のため)
20	松島町緑地	なし	×	×	×	×	×	使用不可 (用水路付近で危険なため)
21	みずとみどりの小公園	なし	×	○	○	○	○	
22	不動公園	有り	×	×	×	×	×	使用不可 (園路進入禁止のため)

※行商および露店については、公園毎に可能な場所を指定。(別添「都市公園内における出店可能場所」のとおり)

※イベント・興行や写真撮影などについては、別途協議。